

長寿 ー 1160
令和2年7月31日

各介護関連施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

高齢者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への
対策の徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症については、国内各地において再度感染が広がっており、各施設等においては、感染防止対策を徹底していただくよう、改めてお願いします。

なお、県ホームページに「秋田県社会福祉施設新型コロナウイルス感染拡大対策マニュアル」(秋田県医師会作成)を掲載しておりますので、ご確認ください。

特にお願いしたい事項

(家族等との面会について)

○家族等の面会については、可能な限りテレビ電話などを活用したリモート面会への理解と協力を求めること。面会を許可する場合であっても、居室での面会は避けて、別室を設けるなどの配慮を行うとともに、3密(密閉、密集、密接)の回避、マスク着用、手指消毒や健康チェックなどを徹底し、面会スペースの確保や飛沫を避ける方法(アクリル板の使用や一定の距離を確保など)を工夫した上で、短時間で行うよう協力を求めること。

(職員の健康管理の徹底について)

○職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等、体調不良が認められる場合は出勤しないよう、改めて周知徹底すること。
○職員の県外への移動(訪問)について、真にやむを得ない場合を除き、避けること。
また、やむを得ず訪問する際は、訪問先の状況などを十分に確認するとともに、当面の間、特に感染拡大が著しい首都圏等との往来は避けるなど、慎重な行動をとること。

(外部業者等との接触について)

○外部業者等との接触(物品の受け渡し等)は、玄関など限られた場所で行うよう努めるとともに、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

(新型コロナウイルス感染警戒レベルについて)

○なお、県では一般県民向けに、新型コロナウイルスの感染が県内で拡大した場合に備え、県独自の警戒レベルを設定しております(別添参照)。現在は「レベル2」として、「強い注意喚起」を行っている状況にあります。

秋田県健康福祉部長寿社会課
TEL 018-860-1363
FAX 018-860-3867

新型コロナウイルス感染警戒レベルの設定について

令和 2 年 7 月 2 8 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 感染状況に応じ、県の病床確保計画で定めるフェーズを参考に、次のとおり警戒レベルを定め、必要な要請を行う。

警戒レベル	指標（目安）	県民への要請
レベル 1 【注意喚起】	新規感染者数 0人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の徹底 ・ 業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル 2 【強い注意喚起】	1～6人/週	レベル 1 の注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ ・ イベントの規模を制限
レベル 3 【協力要請】	法 24 条 9 項 7～24人/週	レベル 2 の強い注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 ・ 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） ・ イベントの規模をレベル 2 より制限又は中止
レベル 4 【要請】	25～49人/週	レベル 3 の要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛要請（全県） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（全県） ・ イベントの中止
レベル 5 【強い要請 ・ 指示】 ※国による緊急事態宣言	法 法 24 45 条 条 9 項 50人~/週	レベル 4 の要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請（全県）

■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況（増加率、感染経路の由来〈県外・県内〉、感染の広がり〈家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど〉）や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。

（注）※国の緊急事態宣言時は 45 条を含め要請を行うが、宣言前は 24 条 9 項による要請を行う。
・ 国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることもある。

各介護関連施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長寿社会課

高齢者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への県の対応について

県では、新型コロナウイルス感染症防止対策として、次の準備を進めております。
詳細は、決まり次第、秋田県公式ホームページなどを通じてお知らせします。

【相談窓口の設置】

令和2年8月3日（月）から、施設内感染発生時の対応に関する福祉施設向けの電話相談窓口を設置します。電話及びメールによる相談のほか、ウェブ会議システムを活用したグループ相談も実施する予定です。相談対応者が必要と判断した場合は、出張支援も行います。

【発生時の緊急応援体制について】

県社会福祉協議会への業務委託による「緊急時の応援に係るコーディネート機能」体制の整備に向けた作業を進めております。

緊急応援コーディネーター（県社協）を配置して、応援可能な介護サービス事業所・施設などの協力を得て、応援可能人数等を事前登録するとともに、緊急時（発生時）には、感染が発生した事業所・施設などへの応援に係る連絡調整を行います。

【衛生用品の備蓄について】

現在、サージカルマスク、エタノール消毒液及び個人防護服などの備蓄を進めております。

個人防護服については、介護保険施設等には納品次第、直接施設に送付すると共に、県各保健所等に一定の数量を備蓄することにしております。

【慰労金・支援金の申請手続きについて】（7月25日より受付開始済）

各申請について、受け付けを開始しました。申請先は、原則として国保連になります。
詳しくは、県ホームページ（コンテンツ番号：51305）をご確認ください。

※ 慰労金・支援金に関するお問い合わせは、メールか、FAXでお願いします。
電話での問い合わせは受け付けておりませんので、御理解と御協力をお願いいたします。

※ お問い合わせいただいた質問内容は、県ホームページにQ&Aとして掲載し、随時更新しておりますので、ご確認ください。